

〇はこだてグリーンプラザ条例

昭和48年 7月17日 条例第15号

改正

昭和49年 7月 8日 条例第39号

平成17年 9月29日 条例第60号

はこだてグリーンプラザ条例

(目的)

第1条 この条例は、市民がいこい楽しめる広場の設置および管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(名称および位置)

第2条 前条の広場の名称および位置は、次のとおりとする。

名称 はこだてグリーンプラザ

位置 函館市松風町 2番23, 10番62および16番 8

(使用の許可)

第3条 市長は、市民の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、はこだてグリーンプラザ(以下「グリーンプラザ」という。)の一部について次の各号に掲げる行為に伴う使用を許可することができる。

- (1) 演芸会、音楽会または展示会その他これらに類する催し
- (2) 商行為または募金
- (3) 前2号に掲げるもののほか市長が特に認めるもの

2 前項に規定する使用の許可を受けようとする者は、市長に申請書を提出しなければならない。

(許可の取消し)

第4条 市長は、グリーンプラザの使用の許可を受けた者が次の各号の一に該当する場合は、その許可を取り消すことができる。

- (1) この条例またはこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により、許可を受けたとき。

(原状回復)

第5条 グリーンプラザの使用の許可を受けた者が使用の行為を終了したとき、または許可を取り消されたときは、直ちに使用または使用予定の場所を原状に回復しなければならない。

(指定管理者による管理)

第6条 グリーンプラザの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) グリーンプラザの使用の許可および制限に関すること。
- (2) グリーンプラザの維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定める業務

3 指定管理者に前項の業務を行わせる場合における第3条および第4条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(規則への委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和48年8月1日から施行する。

附 則（昭和49年7月8日条例第39号）

この条例は、昭和49年8月1日から施行する。

附 則（平成17年9月29日条例第60号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。